


令和2年1月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 加藤木 
令和元年(ネ)第3514号不当利得返還請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成28年(ワ)第15630号)

口頭弁論終結日 令和元年10月28日

判 決

大阪府阪南市下出710-1

控 訴 人

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

井 原 誠 也

京都府福知山市下新10

控 訴 人

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

松 村 安 之

南 陽 輔

河 田 映 子

東京都千代田区麹町4丁目2番1号MK麹町ビル8階 麹町パートナーズ法律事務所

被 控 訴 人

破産者株式会社goodgo99

破産管財人 小 林 克 典

同訴訟代理人弁護士

大 澤 康 泰

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 控訴人

- (1) 原判決中、控訴人 敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の控訴人 に対する請求を棄却する。

2 控訴人公庄

- (1) 原判決中、控訴人 敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の控訴人 に対する請求を棄却する。

第2 事案の概要（略称は、特記しない限り、原判決のものを用いる。）

- 1 本件は、破産者株式会社 good go 99（破産会社）の破産管財人である被控訴人が、破産会社が企画及び運営していた化粧品「リレーションセールス」と称する事業（本件事業）が無限連鎖講の防止に関する法律（無限連鎖講防止法）等に違反し、公序良俗に反する無効なものであると主張して、本件事業の会員であった控訴人ら、1審相被告 及び同 の4名に対し、不当利得返還請求権に基づき、同人らが破産会社から支払を受けた金員から本件事業に関して破産会社に対して支払をした金員を控除した残額（控訴人 につき768万6000円、控訴人 につき521万4000円）及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成28年6月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 原審は、被控訴人の請求をいずれも認容したところ、控訴人らが控訴した（なお、1審相被告 は控訴せず、同 は控訴した後に被控訴人との間で訴訟上の和解をした。）。
- 3 前提事実、主たる争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、4項及び5項のとおり当審における控訴人らの補足主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、1審相被告 及び同 に関する部分（原判決8頁20行目から同22行目まで、同26行目から同9頁2行目まで、同20行目から同10頁1行目まで、同11行目から同16行目まで）を除く。）。

- (1) 原判決4頁9行目の「当庁」を「東京地方裁判所」と改める。
- (2) 原判決7頁11行目冒頭から13行目末尾までを「【控訴人 〇〇の主張（なお、控訴人 〇〇と1審相被告 〇〇（以下「〇〇」という。）とを合わせて「控訴人 〇〇ら」という場合がある。）】」と改める。
- (3) 原判決8頁5行目冒頭から7行目末尾までを「【控訴人 〇〇の主張（なお、控訴人 〇〇と1審相被告 〇〇（以下「〇〇」という。）とを合わせて「控訴人 〇〇ら」という場合がある。）】」と改める。
- (4) 原判決9頁10行目の「【被告 〇〇らの主張】」を「【控訴人 〇〇の主張】」と、同10頁2行目の「【被告 〇〇らの主張】」を「【控訴人 〇〇の主張】」と改める。

4 当審における控訴人 〇〇の補足主張

- (1) 争点(1)（本件事業が公序良俗違反として無効であると認められるか）について

ア 本件事業には商品販売の実体がある部分もあったから、本件事業を無限連鎖講とすることはできない。

通販番組でも取り上げられており（甲6、乙ロ27）、会員は自ら販売することができるから（乙ロ20）、商品の販売を行った会員が皆無であったとはいえない。また、会員が商品の価値に注目して本件事業に参画したのでなく、高額の金銭による配当を得ることを目的として会員となっていたのであれば、買上に感謝する書面や「納品書」等（乙ロ21の1・2）を送付する必要はない。

イ 本件事業には新規会員の獲得は不要である。無限連鎖講防止法2条の定義からすれば、2人以上の下位会員の存在が必須であるが、控訴人 〇〇は下位会員を獲得しておらず、新規会員を勧誘すらしていない。控訴人 〇〇を上位会員とする下位会員から控訴人 〇〇に出資金等の拠出がなければ、破産会社から支払等を受けるはずがないにもかかわらず、支払がされてい

るということは、本件事業が純粹な無限連鎖講ではないことを示している。
ウ 不当利得の対象となるか否かは入会契約という法律行為の効力によるものであり、仮に、本件事業が無限連鎖講であったとしても、入会契約が公序良俗に反することにはならない。控訴人 Ⅰは、本件事業への参加を勧誘した Ⅱから無限連鎖講ではないとの説明を受けたから参加したのであり、控訴人 Ⅰの主観的認識を考慮すれば入会契約は無効とはならない。

エ 仮に、本件事業が無効（民法90条）であったとしても不法原因給付（民法708条）となり、不法原因給付を理由に返還を拒むことが信義則上許されない場合もあり得るところ（最高裁判所平成26年10月28日第三小法廷判決・民集68巻8号1325頁）、本件では、控訴人 Ⅰは本件事業が無限連鎖講とは認識しておらず、BFCワールドへの振込入金は破産会社の指示に基づくこと、また、利益を得ているとされるのは破産会社が個人台帳の保管等をせず廃棄等したことから個々の会員の出資や支払を把握できないからであることなどの事情からすれば、控訴人 Ⅰが破産会社からの給付を不法原因給付であるとして返還請求を拒むことは、信義則上、許される。

(2) 争点(2) (控訴人 Ⅰが得た利得及びその現存額) について

ア 利益の消滅について主張立証すべき対象

原判決は、金銭の交付によって生じた不当利得の利益が存しないことについて、その利益が存しないと主張する利得者において主張立証すべきであり（最高裁判所平成3年11月19日第三小法廷判決・民集45巻8号1209頁参照、以下「平成3年最判」という。）、控訴人 ⅠのBFCワールドやⅡに対する支払による現存利益の減少について認めることはできないとした。しかし、平成3年最判の判断に従って本件を検討すれば、利益の消滅について主張立証すべき対象は、控訴人 Ⅰが破産会社から支払われた配当金を喪失したことであり、破産会社が返還を受けたことでは

ない。

イ 控訴人 〇の利得及び現存利益

控訴人 〇は、破産会社の指示に従って、合計3339万6760円の出資金の振込入金及び振込手数料を支払い、破産会社の事業に出資して、同額の現存利益が減少した。

このうち2439万6760円について、破産会社側からの指示によるBFCワールド名義の銀行口座への振込(乙ロ4, 6, 7), 〇の出資金(乙ロ19の1・2)として、控訴人 〇の現存利益が減少していることは主張立証されている。

また、このうち900万円について、破産会社の別事業への出資(乙ロ12)として、控訴人 〇の現存利益が減少していることは主張立証されている。

(3) 権利の濫用について

被控訴人は、破産管財人の公正中立義務に反して、破産会社の幹部との間では低率及び低額で和解を成立させる一方で、回収可能性の観点から控訴人 〇ら一部の会員に対して、不完全な証拠の下で訴訟を提起しており、本件訴訟の提起自体が不平等なものであり、信義誠実の原則に反し、公共の福祉にも反し、権利の濫用となる。

5 当審における控訴人 〇の補足主張

(1) 原判決は、控訴人 〇の破産会社への出捐額を1464万7000円としているが、〇 (以下「 〇」という。)名義分208万6000円及び 〇 (以下「 〇」という。)名義分147万円の合計355万6000円も控訴人 〇の出捐であるから、これも控訴人 〇の利得額から控除すべきである。

(2) 控訴人 〇は、控訴人 〇名義のみでは利得が大きくなりすぎ、税金がかかることを懸念して、自身の家族や友人知人の名義を借りて入金して参加口

数を増やすこととして、自身の家族名義のほか、友人であるA及びBを介して破産会社に対する入金を行った。A及びBは、控訴人Cから受け取った金員をもって破産会社に入金している。また、A及びBは破産会社の破産手続において債権届出していない。

- (3) したがって、控訴人Cの利得額は、破産会社からの受領額1986万1000円から破産会社への出捐額1820万3000円（1464万7000円+208万6000円+147万円=1820万3000円）を控除して、165万8000円（1986万1000円-1820万3000円=165万8000円）とされるべきである（なお、控訴人Cの控訴理由書2頁の記載は違算と解される。）。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は全部理由があると判断する。その理由は、2項及び3項のとおり当審における控訴人らの補足主張に対する判断を付加し、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、1審相被告D及びEに関する部分（原判決15頁11行目から同17行目まで、同25行目から同16頁5行目まで、同17頁6行目から同20行目まで、同19頁4行目から同13行目まで）を除く。なお、「被告Dら」とあるのは「控訴人C」と読み替える。）。

- (1) 原判決10頁20行目の「以下の事実」の次に「（以下「認定事実ア」等という。）」を加える。
- (2) 原判決12頁14行目の「2732万1468円」の次に「（売上額に対して約1.7%）」と、同15行目の「1億4908万0630円」の次に「（売上額に対して約3.9%）」を加える。
- (3) 原判決12頁18行目の「行っていた」の次に「ことが破産手続において明らかにされた。」を加える。

(4) 原判決13頁13行目の「会員も、」の次に「その多くの者は、」を加える。

(5) 原判決14頁6行目の「無限連鎖講」の次に「(金品を出捐する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に2以上の倍率をもって増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の出捐する金品から自己の出捐した金品の価額又は数量を上回る価額又は数量の金品を受領することを内容とする金品の配当組織をいう(無限連鎖講防止法2条、最高裁昭和60年12月12日第一小法廷判決・刑集39巻8号547頁参照))」を加える。

(6) 原判決14頁14行目の「本件事業に基づく取引」を「会員としての出資や配当等を中核とする本件事業に基づく取引」と改める。

(7) 原判決19頁16行目の「ア及びイ」を「ア」と改める。

2 当審における控訴人の補足主張に対する判断

(1) 争点(1)(本件事業が公序良俗違反として無効であると認められるか)について

ア 控訴人は、本件事業には商品販売の実体がある部分もあったから本件事業を無限連鎖講とすることはできない旨主張する。しかしながら、原判決を引用して認定・説示したとおり、破産会社は会員以外の者に対して商品販売を行っていないことが破産会社の破産手続において明らかにされているところ、本件事業において商品の仕入れに要した額は、売上額に対してわずか2ないし4%に止まること(認定事実オ)、破産会社自身が、代理店となる会員は商品の在庫を持たずに販売を委託して販売の利益を得られることが本件事業の利点であると宣伝していること(認定事実エ。なお、破産会社は、会員に付与されているSPに対応する在庫商品を保管し、破産会社自身も販売するとも説明しているが、第2期の決算報告書の貸借

対照表には流動資産としての商品の計上はない（甲7の2）。）などからすれば、破産会社において、本件事業に関する商品販売の実体はなかったものと認められる。この点、控訴人 は、通販番組でも取り上げられ、会員は自ら販売することができたから、商品の販売を行った会員が皆無であったとはいえない旨主張するが、仮に、通販番組で取り上げられたり、実際に自ら販売した会員が存在したりしても、上記のとおり、売上額に対する仕入れの割合や会員は販売を委託して利益のみ得られる仕組みであることが本件事業の利点であるとされていることからして、会員の多くの者は、商品の価値に注目して本件事業に参画していたものではなく、あくまで高額の金銭による配当を得ることを目的として会員になったものと認められ、このことは買上に感謝する書面や納品書が存在することをもって左右されるものでもない。控訴人 の上記主張は採用できない。

イ 控訴人 は、本件事業には新規会員の獲得は不要である旨主張する。しかしながら、原判決を引用して認定・説示したとおり、本件事業に参画した会員は、約2年後に出資金の約1.55倍の配当金を取得することができる仕組みとなっていること（認定事実イ）、上記のとおり、破産会社には商品販売の実体がなく、他に収益を得られる事業を営んでいなかったことからすれば、既存の会員に対する配当金の原資は、新規会員の出資金によるほかなく、1.55倍という倍率の配当金に加えてインセンティブである付加金を支払うためには、既存の会員1人に対応して新規会員の加入が1人では不足であって少なくとも2人以上が加入しないと維持できない仕組みであるから、本件事業は、無限連鎖講の定義（無限連鎖講防止法2条）にある「連鎖して段階的に2以上の倍率をもって増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者」の存在が不可欠な仕組みであると認められる。このことは、控訴人 が新規会員を獲得しようとはせず、下位会員を有しなかったとしても、これは控訴人 の個別の事情にすぎ

ず、本件事業全体の効力に影響を及ぼすものではない。控訴人 〇 の上記主張は採用できない。

ウ 控訴人 〇 は、不当利得の対象となるか否かは入会契約の効力によるものであり、仮に、本件事業が無限連鎖講であったとしても、入会契約が公序良俗に反することにはならない旨主張する。しかしながら、原判決を引用して説示したとおり、本件事業が無限連鎖講に当たり、強度の反社会性を有するものと評価できること、本件事業の破綻により現に多数の会員に多額の損失を生じさせていることなどからすると、控訴人 〇 が本件事業へ勧誘した 〇 から無限連鎖講ではないと説明を受けたとしても、また、仮に控訴人 〇 が本件事業は無限連鎖講ではないとの認識を有していたとしても、これをもって本件事業が公序良俗に反するとの性質を左右するものではなく、その中核部分となる入会契約が無効であることに影響はない。控訴人 〇 の上記主張は採用できない。

エ 控訴人 〇 は、本件事業が無限連鎖講とは認識していないことなどや、利益を得ているとされたのは破産会社が個人台帳等を廃棄等して個々の会員の出資や支払を把握できないからであるなどの事情からすれば、不法原因給付であるとして返還請求を拒むことは信義則上許される旨主張する。しかしながら、本件は、無限連鎖講とされる本件事業について、配当に与ることのできなかつた多数の会員の出資に基づいて、配当金等を受領した者に対して破産管財人が不当利得返還請求をして、適正かつ公平な清算を図ろうとするものであって、衡平にかなうものであるから、仮に控訴人 〇 が本件事業を無限連鎖講とは認識しておらず、破産会社が個人台帳等を廃棄等している等の控訴人 〇 の指摘する事情があつたとしても、信義則上、不法原因給付であるとして返還請求を拒むことは許されない。控訴人 〇 深見の上記主張は採用できない。

(2) 争点(2) (控訴人 〇 が得た利得及びその現存額) について

ア 控訴人 は、平成3年最判の判断に従って本件を検討すれば、利益の消滅について主張立証すべき対象は、控訴人が破産会社から支払われた配当金を喪失したことであり、破産会社が返還を受けたことではない旨主張する。しかしながら、金銭の交付によって生じた不当利得につき、その利益が存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者において主張・立証すべきところ、利得した財貨が、他の金銭債権に変わった場合は、利得の消滅があったとは認められない。本件においては、以下のとおり、破産会社が返還を受けた現存利益の減少の他に、利得の消滅を裏付けるに足りる的確な立証はない。

イ 控訴人 は、BFCワールド及び に対する支払について、現存利益の減少に該当すると主張する。このうち、BFCワールドへの支払は、実質的には破産会社に宛てた出資金である旨主張するが、これを裏付けるに足りる的確な証拠はなく、法律上の原因が認められない場合には、この支払によって、控訴人は不当利得返還請求権を取得するから、利益の減少が立証されたとはいえない。また、 に対する支払は、上位会員に対する支払であって、控訴人は に対する不当利得返還請求権を取得しているものであって利益の減少は認められない。さらに、控訴人深見は、900万円は、破産会社の別事業へ出資したと主張するが、その支払を裏付けるに足りる的確な証拠はない。

よって、控訴人の上記主張は採用できない。

(3) 権利の濫用について

控訴人 は、被控訴人は破産管財人の公正中立義務に反しており、本件訴訟の提起自体が不平等なものとして、信義誠実の原則に反し、公共の福祉にも反し、権利の濫用となる旨主張する。しかしながら、原判決を引用して認定・説示したとおり、本件事業の全部が公序良俗に反して無効であり、破産会社から受けた利得を不当利得として返還すべき義務が存在する以上、破

産管財人である被控訴人において、本件事業の関係者のうち誰を被告として、どの範囲で返還を求めるかについては管財業務の遂行として破産管財人が適切に判断すべき事項であり、このことは回収可能性のみならず、客観的証拠の有無等の立証の難易度等の様々な事情を総合考慮して決すべきものであるし、破産会社の幹部との間で和解を成立させたことをもって破産管財人の公正中立義務に反したともいえないところ、被控訴人が破産管財人の公正中立義務に反して本件訴訟を提起したと認めるに足りる証拠もないのであるから、本件訴訟の提起が、信義誠実の原則や公共の福祉に反し、権利の濫用となるものではない。控訴人 及び の上記主張は採用できない。

3 当審における控訴人 及び 名の補足主張に対する判断

控訴人 及び 及び 名義の合計355万6000円も控訴人 及び からの出捐であるから、これを控訴人 及び からの利得額から控除すべきである旨主張する。

しかしながら、 及び からの破産会社に対する入金に関する書類には「 及び さんからお金を借りて1番から7口つくりました」旨記載されて有吉の実印が押印されており(乙ニ6の1・2)、この記載からすれば、 及び からは控訴人 及び からの借り受けた資金をもって破産会社に対する入金をして本件事業に関する取引をしたことが窺えるのであって、控訴人 及び が 及び 名義を借りて本件取引をしたと認めることはできない。また、 及び からの破産会社に対する入金に関する書類には「 及び さんの150万で2月に作成したkoujiyamadaの26-30番を引き渡し」旨記載されており 及び の実印が押印されており(乙ニ7の1・2)、この記載の意味は判然としないが、仮に控訴人 及び が150万円の資金を準備したのであるとしても、破産会社に対する関係においては、 及び 名義の取引の原資に関する事項は控訴人 及び と 及び との内部関係にすぎず、破産会社が関知するところではないのであるから、この記載のみをもって控訴人 及び が 及び の名義を借りて本件取引をしたと認めることはできない。

また、控訴人 及び は、 及び は破産会社の破産手続において債権届出

をしていない旨主張する。しかしながら、真に破産債権を有する者であっても、破産手続において債権届出をしないことはあり得るのであって、及びが債権届出をしていないことをもって、同人らの破産会社に対する入金について控訴人が同人らの名義を借りて出捐したものとして控訴人の利得額から控除すべきであることの裏付けとなるものではない。

以上のおり、控訴人の主張は採用できない。

- 4 よって、被控訴人の請求は全部理由があるから、これを認容した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

秋吉 仁美

裁判官

田村 政巳

裁判官

林 史高

東京高等裁判所

これは正本である。

令和2年1月22日

東京高等裁判所第5民事部
裁判所書記官 加藤木

